



# 広報かながわ 広報広域連合

編集・発行

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局  
〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1

ヨコハマポートサイドビル9階

☎045(440)6700 ファクス 045(441)1500

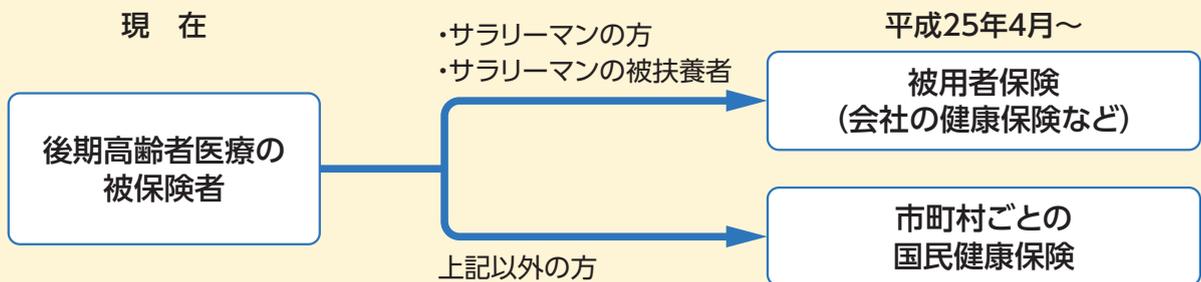
http://www.union.kanagawa.lg.jp/

## 新しい高齢者医療制度の検討が進んでいます。

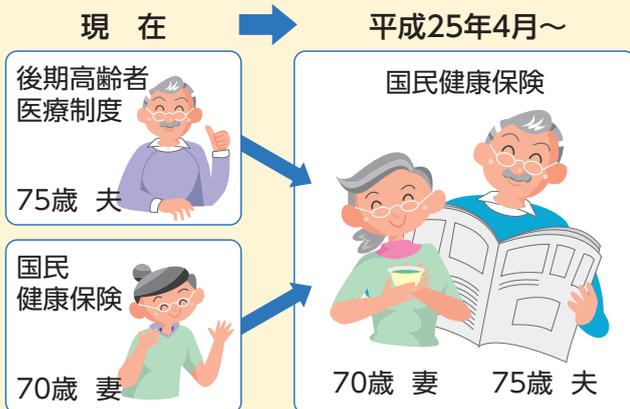
現在の後期高齢者医療制度は、平成25年3月末で廃止され、25年4月から新しい制度が開始される予定です。新しい制度については、現在、国で検討が進められていますが、今年8月に中間とりまとめが示されましたので、お知らせします。(平成22年9月時点で検討中の案であり、今後変更されることがあります。)

## 新しい制度で何が変わりますか？

- 1** サラリーマンである高齢者の方や被扶養者は被用者保険に、それ以外の方は市町村の国民健康保険に、それぞれ加入することになります。

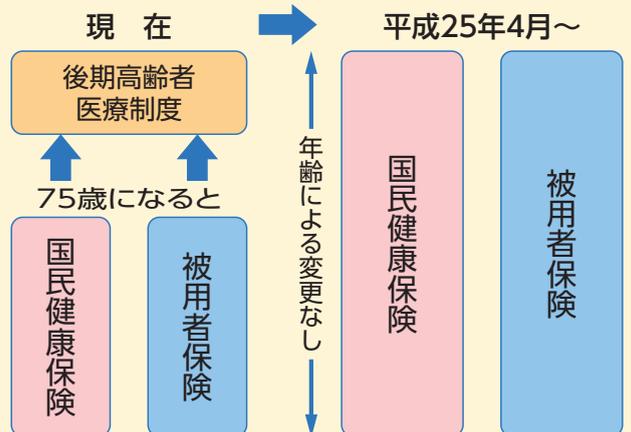


- 2** 同じ世帯の方は、同じ健康保険に加入することになります。



(注)被用者保険に加入していない世帯の場合

- 3** 加入する制度が75歳を境に変わることとはなくなります。



- 4** 高齢者の医療費を、保険料と現役世代や公費でまかなう仕組みは続きます。

高齢者医療費の財源内訳

公費(国・県・市町村) 5割	現役世代の支援 4割	保険料 1割
-------------------	---------------	-----------

◆その他

健康診査は保険を運営する団体に実施の義務が課されます。

※国では、国民の皆様のご意見などをふまえ、年内に最終とりまとめを行う予定です。新しい情報が入りましたら、お知らせいたします。

新たな高齢者医療制度に係る「地方公聴会」が全国7か所で開催されました。  
そこで出された意見と、これに対する国の回答をご紹介します。

**問1** 後期高齢者医療制度の被保険者が市町村国保に移った場合、保険料は市町村ごとに違ってくるのですか？

**答1**▶ 75歳以上の方については、県単位で定められた標準的な保険料率を基に市町村ごとに決定します。原則として同じ都道府県で同じ所得であれば、同程度の保険料となるようにします。

**問3** 医療費が増えていくと、高齢者の保険料はそれにつれて上がっていくのですか？

**答3**▶ 今の制度では、高齢者保険料の伸びは、若人の保険料の伸びに比べて大きくなる仕組みとなっており、高齢者の負担が重くなっていきます。このため、新しい制度では、高齢者の保険料の伸びが若人の伸びを上回らない仕組みを導入します。なお、保険料で負担していただくには限度があるため、将来的には公費を拡充し、保険料負担を抑えていくことが必要と考えています。

**問5** 医療機関などでの窓口負担の割合はどうなるのですか？

**答5**▶ 窓口負担については、高齢者一人ひとりの負担能力に応じた適切な負担にとどめるよう、引き続き検討していきます。

**問2** 被用者保険の被扶養者が保険料を負担しないのは、不公平ではありませんか？

**答2**▶ 被扶養者については均等割額を9割軽減する措置が継続されており、それ以外の方との負担の公平化が図られていません。一方で、被扶養者は75歳になると新たに保険料の負担が生じるなど世代間の不公平が生じており、世代内、世代間の負担の公平化には相反する要素があり、新たな制度では世代間の公平を確保することにいたしました。

**問4** 新しい制度に移る手続きはどのようにするのですか？

**答4**▶ 後期高齢者医療制度から市町村国保に移る方の手続きは必要ありません。被用者保険に移る方は加入に伴う一定の手続きが必要となることから、混乱を生じさせることのないよう、丁寧な周知を行っていきます。

**問6** 国民皆保険は維持できるのですか？

**答6**▶ 今回の改革は、高齢者の医療費の増加に伴い、高齢者の負担も現役世代の負担も増加せざるを得ない中で、後期高齢者医療制度の利点は残しつつ、将来にわたって持続可能な新たな制度を構築するものです。

## モニター懇談会を実施しました

6月29日に、平成22年度第1回登録モニター懇談会を、かながわ県民活動サポートセンターで開催しました。

懇談会では、参加された皆様から、現在国で検討されている新しい高齢者医療制度に関するご意見や、健康診査、保険料といった現行制度についてのご意見をいただきました。

### ◆ 登録モニター募集中!! ◆

平成23年度の登録モニターを募集しています。  
ご興味のある方は、  
下記連絡先までお気軽にお電話ください。

連絡先…神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局  
総務課 モニター担当

(TEL) 045-440-6701  
(FAX) 045-441-1500



懇談会の様子

### ●登録モニター制度とは

広域連合では、事前にご登録いただいたモニターの方々に、アンケート調査や懇談会を通じて、ご意見や提案等をいただき、後期高齢者医療制度の運営の改善等に活用しています。

※開催報告書は、ホームページで掲載しています。

[http://www.union.kanagawa.lg.jp/6-5\\_sonota\\_oshirase.html](http://www.union.kanagawa.lg.jp/6-5_sonota_oshirase.html)

# 広域連合の議会から

- ◆名 称 平成22年第2回定例会
- ◆開 催 日 平成22年8月30日(月)
- ◆主な議案 平成21年度決算(一般会計・特別会計)
- ◆その他の議案

- 一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定 ほか



議会審議の様子

▶詳細は、事務局までお問い合わせください。

## こんな議論が交わされました

問1

保険料軽減を始め、制度施行以来様々な見直しが行われてきましたが、その実績はどの様なものでしょうか。

答1

被保険者の約20%が、保険料の均等割額9割軽減となっています。また、所得割額の軽減等も実施され、被保険者の約半数の方々何らかの軽減適用を受けています。年金天引きから口座振替へ納付方法を変更した方が約43,000人、高額介護合算療養費のご案内を発送した対象者が約37,000人いらっしゃいます。

問2

健康診査は、市町村の実施義務から広域連合の努力義務とされ、その結果受診率が低下したと聞いています。広域連合は受診率向上に向けて、どのように取り組んでいますか。

答2

全市町村に対して、広報紙やホームページによる周知をお願いするとともに、実施期間の延長や、がん検診等との同時実施などの推奨事例を紹介して、地域の実情に応じ、各市町村が受診率向上に向けて取り組むよう要請しております。

問3

患者負担を軽減するなど、高齢者が安心できる医療制度に方向転換するべきだと思いますが、見解を伺います。

答3

少子高齢化が進む中、高齢者の方々と現役世代との負担の公平性を考慮しつつ、国の責任において持続可能な医療制度が設計されるべきだと考えています。

問4

広域連合は、広域的な政策や行政需要に的確に対応していくために、広域計画を策定していますが、平成24年度からの新たな広域計画について、どのような姿勢で策定・公表に臨むのでしょうか。

答4

これまでの運営実績や神奈川県の特性を踏まえながら、市町村と協調・協力し、県民のニーズをより反映した計画となるよう、検討していきます。

問5

老人保健制度に戻した上で、改めて新しい制度について検討するよう国に要望する考えはないのでしょうか。

答5

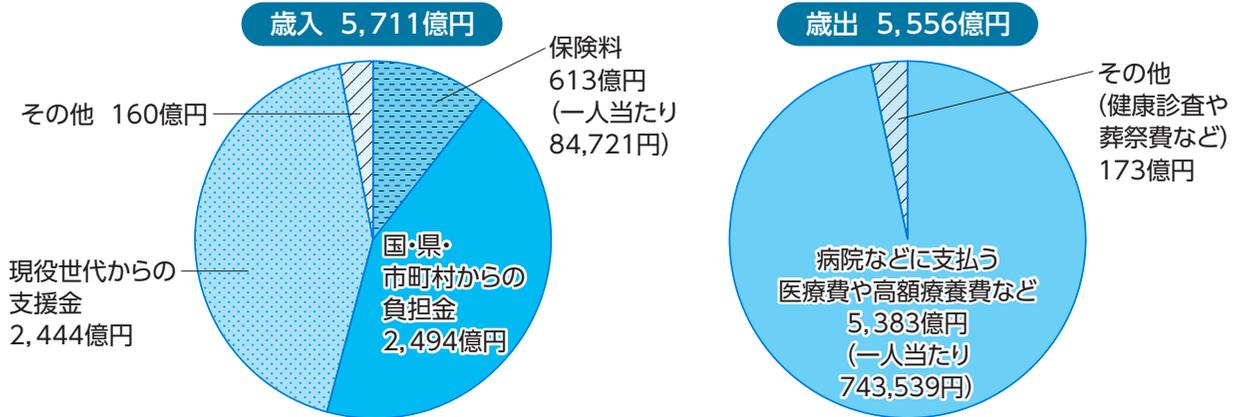
広域連合としては、高齢者と現役世代の負担の明確化、都道府県単位の財政運営による保険料負担の公平性など、老人保健制度の問題点を改善した現行制度の利点については、新制度においても維持するよう、国に要望しています。

# 平成21年度決算について

詳しい状況については、神奈川県後期高齢者医療広域連合ホームページに掲載しています (<http://www.union.kanagawa.lg.jp/>)

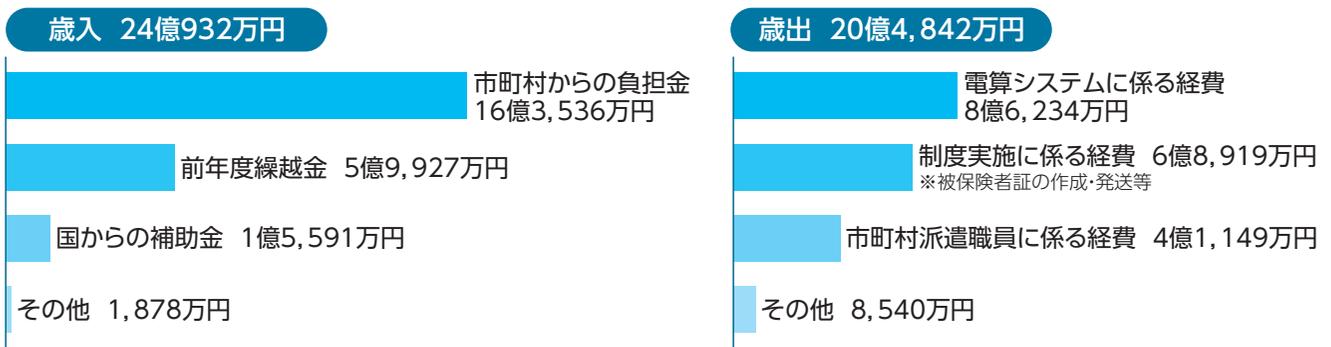
## I 神奈川県の後期高齢者医療制度の財政状況について

平成21年度に、被保険者の皆様がお医者さんなどにかかった際に、後期高齢者医療制度から支払われた額は、総額で5,556億円でした。その財源は、皆様からの保険料と、国・県・市町村からの負担金、現役世代からの支援金となっています。



## II 広域連合の事務運営経費について

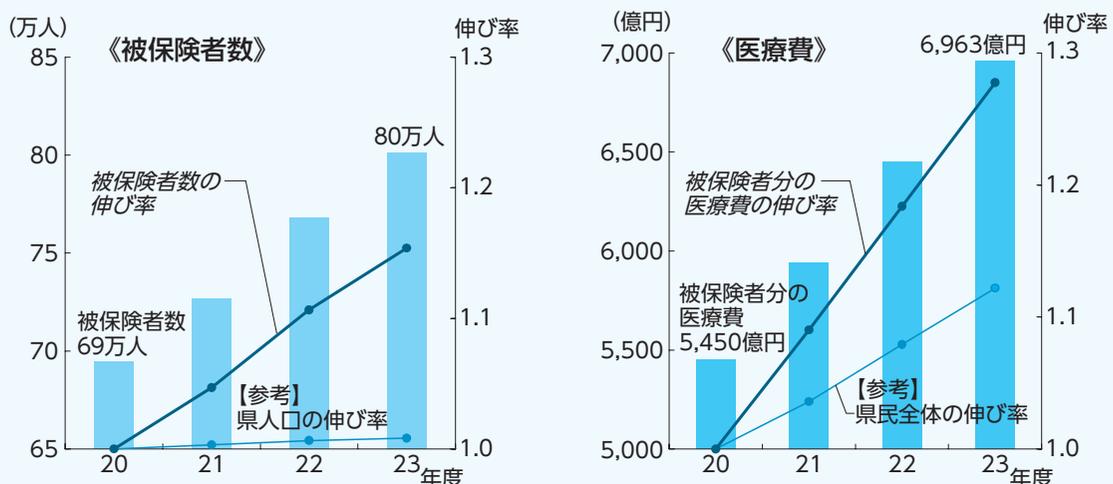
広域連合の運営に伴う事務経費(一般会計)は、主に県内市町村からの負担金で賄われています。



一般競争入札の導入など効率的な執行により、歳出額の削減に努めました。歳入歳出差引残額約3億6千万円は、市町村及び国に返還します。

## 被保険者数と医療費の動向

県全体の人口や医療費の伸びに対して、高齢者の人口と医療費の伸び率が高い傾向にあり、団塊の世代の高齢化に伴いこの傾向が進むことが予測されます。



※伸び率については、それぞれ20年度を1とした場合の伸び率を示しています。また、医療費の県民全体の伸び率は神奈川県医療費適正化計画により算出しました。

## よくある質問コーナー

質問

「高額療養費」が振り込まれたのですが、確定申告の際にどのように取り扱うのでしょうか？

答え

「高額療養費」などの給付金については、『保険金などで補てんされる金額』となります。この分は、医療費控除の対象となる医療費から差し引いて申告してください。

### 【保険金などの補てん分】

- (1) 高額療養費、療養費など
- (2) 民間の生命保険や損害保険から支払われる「医療保険金」「入院費給付金」「傷害費用保険金」など

ただし、所得の合計額が200万円までの方は、所得の合計の5%の金額を差し引きます。

### 〈医療費控除額の計算式〉

その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費の総額

保険金などで補てんされる金額

)-10万円=医療費控除額  
(最高200万円)

### 【医療費控除の対象に含まれる医療費(例示)】

- (1) 保険証を使って受ける診療(いわゆる「保険診療」)
- (2) 医師による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用
  - ① 治療又は療養に必要な医薬品の購入費用(風邪をひいた場合の風邪薬など)
  - ② 医師による診療等を受けるための通院費・医師等の送迎費
  - ③ 入院時に病院から提供される食事の費用(食事代)など

※ご自身がお支払いになった医療費が「医療費控除」の対象となるのかなど、確定申告の具体的な内容については、確定申告書を提出される税務署にお問い合わせください。

## 神奈川県警察からのお知らせ

### オレオレ詐欺が急増しています!!

注意してください



#### ●オレオレ詐欺

息子や孫を名乗って金融機関からお金を振り込ませる、又は、自宅や指定場所に現金を受取りに来る手口。  
……電話でお金は詐欺!

知らない人の口座にお金を振り込んだり、知らない人には絶対にお金を渡さないこと。

#### ●キャッシュカード手渡し詐欺

警察官や金融機関職員を名乗って、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードを受取りに来る手口。  
……暗証番号を聞いてきたら詐欺!

警察官や金融機関職員がキャッシュカードを預かりに来ることは、絶対にありません。

不審な電話があったら、110番又は#9110へ連絡してください!!

## 教えて 元気の秘けつ

足柄上郡大井町在住

藤原信男さん (78歳)



会社勤めをしていた20代のときに、「囲碁」と「軟式テニス」を生涯の趣味にしようと決めてました。退職して趣味がないと、どんどん年をとっちゃうぞって話を聞いていたので。30代になって「謡曲」を勧められ、生涯の趣味が一つ増えましたね。

この3つの趣味を持って、昭和61年に妻の親が住む大井町に越してきました。

「謡曲」は、ここでは3年前から月2回みんなで集まって練習してます。素謡(すうたい)なんですけど、声を出しているせいか、長く話をしても疲れないう利点もありますよ。

テニスは、60歳くらいまで続ける予定でしたけど、硬式に転向して、まだまだできますね。さすがにだんだんきつくなってきましたけど(笑)。

今では町の文化団体や老人クラブの会長にまでなってしまったので、なかなか囲碁が打てなくなってしまったのですが、知り合いが増えて楽しいですよ。生きがいを感じるのは大事でしょ。老人が元気だと町も活性化すると思うんです。何をやるにも楽しんでやれば、あつという間に時間は過ぎていきますよ。

他にも、町の防犯活動として「にこにこパトロール隊」に所属し、毎朝子どもたちの安全のために交差点で見守っているのですが、ハイタッチを交わしたりして、子どもたちから若さもらってます。

適度に運動して、物事をくよくよ考えない、自分の役割を一生懸命頑張る、そして、みんなで楽しめればいいと思ってます。

## 冬はお風呂にご用心 長寿豆知識 その4

最近の統計によると、家庭内での不慮の事故で亡くなる方は実に約1万3千人にも上ります。そのうち、なんとお風呂の浴槽内での溺死が約31%とトップとなっていて、このうち約8割が65歳以上の高齢者なのです。

さらに、洗い場や脱衣室で急死した数を含めると“入浴中の死亡”は年間1万4千人にも上るのではないかと推測されています。

季節的には12月～1月という寒い時期に最も多く、7～8月が最も少なくなっています。地域的には浴室の暖房が普及していない、しかも寒い地域に多い傾向があるとされています。

原因として、居室と浴室そして浴槽内のお湯の温度差を背景とする血圧の急変動、さらには熱いお風呂に長時間浸かることによる熱中症や脱水なども考えられています。

浴室内外の温度差を少なくする、入浴前に水分補給をする、熱いお風呂に長時間浸からないなどの注意が必要です。もちろん食事の直後や飲酒後の入浴は控えるべきです。

神奈川県後期高齢者医療広域連合産業医 坂元 昇



広告募集中!

神奈川県後期高齢者医療広域連合では広報紙・ホームページ上での広告を募集しています。掲載に関する規程など詳細は当ホームページ(<http://www.union.kanagawa.lg.jp/>)「バナー広告募集中」を参照してください。